

地域医療勤務環境改善体制整備事業（令和4年度）

目的

2024年4月から医師に対する時間外労働の上限規制が適用開始され、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を推進する。

補助内容

補助対象施設	地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める医療機関 (1) 救急車受入件数が1000台以上2000台未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関 (2) 救急車受入件数が1000台未満のうち、 - 夜間・休日・時間外入院件数が500件以上で、地域医療に特別な役割がある医療機関 - 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関 (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、 - 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合 - 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合 (4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
補助要件	別添「補助要件」の全てを満たすこと。
補助対象経費	医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく、総合的な取組に要する経費
補助基準額等	標準単価：稼働病床数1床当たり、133千円（稼働病床数：前年度の病床機能報告による） 補助率：1/2
補助内容	施設設備 ・ICT等機器（AI問診システム、勤怠管理ソフトウェア等の医師の時間外管理を行う機械や時間外労働短縮のための業務の効率化につながる機器整備等） ・休憩室等の休憩環境整備（勤務間インターバルや代償休息の確保等に必要な、医師の休憩環境の整備等）
	運営費 ・タスク・シェアリングに伴う医療専門職の雇用（非常勤専門職人件費等）

次の要件を全て満たすこととする。

- ① 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- ② 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。
- ③ 2024年までに
 - ・(B)水準指定を予定している医療機関((B)水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。)については、(B)水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下
 - ・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下

となるよう留意し、当該保健医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

- ④ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保健医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。